

住居確保給付金の支給^{R5.4}

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、一定期間家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

支給対象となる方（すべてチェックが付いた方）…裏面の【お問い合わせ先】にご連絡ください

- ① 離職又は休業により経済的に困窮し、住居（賃貸住宅等）を喪失する恐れのある方、又は喪失している方
- ② 離職、廃業の日から2年以内（例外規定あり）、又は休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった方
- ④ 申請日の属する月に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下の方

世帯人数	基準額	(家賃額の上限)	収入基準額（上限の家賃額の場合）
1人	78,000円	+家賃額 (32,000円)	110,000円
2人	115,000円	+家賃額 (38,000円)	153,000円
3人	140,000円	+家賃額 (42,000円)	182,000円
4人	175,000円	+家賃額 (42,000円)	217,000円
5人	209,000円	+家賃額 (42,000円)	251,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の金融資産（預貯金、現金、債権、株式、投資信託）の合計額が次の表の金額以下の方

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円未満

- ⑥ ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方、又は、事業を立て直す意思がある場合、経営相談窓口へ経営相談の申し込みをし、自立に向けた活動を行う方
※ 求職活動要件については裏面を参照
- ⑦ 住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び同一の世帯に属する者が受けていない方
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない方

支給額（上限額）

下記の金額を上限とし、申請月の世帯収入に応じて算出される額を支給
※基本、自治体から貸主（大家、不動産媒介業者等）へ直接送金

世帯人数	上限額
1人	32,000円
2人	38,000円
3人～5人	42,000円
6人	45,000円
7人以上	50,000円

（給付金の支給額）

- （1）世帯収入額が基準額以下の場合
支給額＝申請者が賃貸する住宅のひと月当たりの家賃額（上限あり）
- （2）世帯収入額が基準額を超える場合
支給額＝基準額と申請者が賃貸する住宅のひと月当たりの家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

支給期間

原則3か月（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給期間中の活動要件

※活動要件を満たさない場合は、途中で支給が中止となることがあります

受給者の状態	活動の内容
〈常用就職に向けた活動〉 ● 離職、廃業 ● 休業等（就労を目指す者）	①（申請時等）公共職業安定所等への就職申込み ② 毎月4回以上、自立相談支援機関（福祉あんしんセンター）にて就労に関する面談等を受けること ③ 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること ④ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること ⑤ その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく就職活動を行うこと
〈収入増加に向けた活動〉 ● 休業等（事業再生を目指す者）	①（申請時等）経営相談先への相談申し込み ② 毎月4回以上、自立相談支援機関（福祉あんしんセンター）にて就労に関する面談等を受けること ③ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける ④ 月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと（自立に向けた活動） ⑤ その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく就職活動を行うこと ※受給開始して6か月目以降は離職者等と同様の就職活動が必要で

よくわからない…
もっと知りたい…
方はお問い合わせください
◎窓口が混雑する場合がありますので、
事前の予約をお勧めします



来所する時は給与明細、賃貸
契約書等ご持参ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会
福祉あんしんセンター（自立相談支援事業）

大村市本町458-2 プラットおおむら3階
電話 0957-47-8686（業務時間：月～金 8:30～17:15）